

会津若松市再犯防止推進計画（案）概要

会津若松市地域福祉課

1 計画策定の背景

国内の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに年々減少しており、令和3年は戦後最少となった。その一方で、検挙者に占める再犯者の割合は検挙者の約半数となっています。

そのような状況を踏まえ、国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律を制定し、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記（同法第4条）されました。

また、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める（同法第8条）こととなりました。

2 計画の目的

再犯防止にあたり、刑事司法関係機関による取組のみでは限界があることから、国や県、関係団体等と連携し、社会復帰後の「地域で孤立させない継続的な支援」を推進することが重要となっています。

そのことを踏まえ、犯罪をした者等が社会から取り残されることなく、円滑に社会復帰し地域社会の一員として活躍できる地域共生社会の実現と、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「第2期地域福祉計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の基本理念「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」の実現を、再犯防止推進の観点から、より具体的に体系化するものであり、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」に位置づけます。

4 計画の期間

令和6年度から令和7年度までの2か年とし、計画期間が令和8年度からとなる「第3期地域福祉計画」に統合する予定です。

5 計画の基本理念

「第2期地域福祉計画」を、より具体的に体系化するものであることから、基本理念は同一とします。

基本理念 『誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ』

6 計画の概要

統計・アンケート調査結果から見える現状と課題

- ▶ 会津若松警察署管内における刑法犯再犯者の割合は 51.8%(検挙者 137 人のうち再犯者 71 人)で、全国の 46.8%より高い状況。
- ▶ 無職者は、刑務所への再入所者の約 7 割を占め、再犯率も有職者と比較し約 3 倍と高い状況。
- ▶ 刑務所等の出所者の約 4 割が住居を確保しないまま出所しており、確保者と比較すると、再犯に至るまでの期間が短い。
- ▶ 高齢者は、出所後の犯罪により刑務所への 2 年以内の再入所率が他世代より高く、知的障がいのある受刑者は、再犯に至るまでの期間が短い傾向にある。
- ▶ 保護司の確保が難しく減少傾向であり、高齢化も進展している。
- ▶ 人間関係の希薄化などの社会環境の変化等の要因により、保護司等の活動が難しい状況。
- ▶ 再犯の推進よりも、安全で安心して生活できる環境の確保が必要。
- ▶ 現状では、犯罪をした者等が地域で孤立しない協力体制は難しいとの意見もある。
- ▶ 保護司の認知率は高いものの、更生保護活動は市民にとって身近ではないことから、十分に認知されていない。

【計画の体系】

基本理念

誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ

基本目標1 安定した生活の確保（計画 P12）

【施策の方向性】

- 犯罪をした者等の就労や住居の確保につなげ、社会の一員として活躍できるよう支援を図ります。

【主な取組】

- 生活困窮者自立支援制度による支援を通じ、生活の安定を図ります。
- 会津若松地方協力雇用主会と連携した就労の確保に努めます。

基本目標2 保健医療・福祉サービスの利用促進（計画 P13）

【施策の方向性】

- 犯罪をした高齢者や障がい者等で自立した生活を営む上での困難を有する人や、アルコールや薬物等の依存症患者へ、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関等との連携を図ります。
- 悩みを抱える子どもや地域生活課題を抱える人が、相談しやすい環境整備を図ります。

【主な取組】

- 福島県会津保健福祉事務所や地域包括支援センター等の相談機関と連携し、必要な保健医療・福祉サービスの提供につなげます。
- 様々な地域生活課題に対応するため、重層的な支援体制の整備を図ります。

基本目標3 関係機関との連携（計画 P13）

【施策の方向性】

- 第2期地域福祉計画の推進を図り、ボランティアの人材育成に取り組めます。
- 更生保護活動の継続につながるよう、保護司や民間ボランティア活動の充実に向けた人材確保や活動の支援を図ります。

【主な取組】

- 社会福祉協議会等と連携したボランティアの人材育成を図ります。
- 適正な保護司数を維持できるよう保護司会と連携した人材の確保に取り組めます。

基本目標4 広報・啓発活動の充実（計画 P14）

【施策の方向性】

- 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちの健全な成長を見守ります。
- 犯罪の防止に向けて、関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組めます。
- 再犯者の円滑な社会復帰に向けて、更生保護活動の理解促進を図ります。

【主な取組】

- 国や県、教育機関等の関係機関と連携し、犯罪・非行防止に向けた広報・啓発活動の充実に努めます。
- 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主の活動など、更生保護について、市のホームページや広報紙において紹介し、市民の理解促進を図ります。

7 これまでの経過と今後のスケジュール

時 期	事 項
令和5年4月～7月	市民等へのアンケート調査
令和5年5月～9月	関係機関との意見交換等
令和5年10月	地域福祉計画等推進会議（外部有識者会議）
令和5年12月～ 令和6年1月	パブリック・コメントの実施
令和6年3月	計画の策定・公表